

令和 2 年 度

事業計画書 収支予算書

も く じ

ご 挨拶	1 頁
I 令和 2 年度事業計画書及び収支予算書について	2 頁
1. 小笠原を取巻く状況	2 頁
2. 事業計画書及び収支予算書の基本的考え方	3 頁
3. 歴史の発掘、資料の保存・発信	3 頁
4. 公益財団法人小笠原協会の公益目的事業と予算編成方針	3 頁
II 事業計画書	6 頁
III 収支予算書	12 頁
IV 資金調達及び設備投資の見込みについて	16 頁

ご挨拶

公益財団法人 小笠原協会

会長 渋谷 信和

昨年は、一昨年が続いて災害の多発した年で、とりわけ10月に小笠原を直撃した台風21号は父島、母島の村内各所に大きな被害をもたらしました。

この台風の災害復旧作業が一刻も早く進むよう、小笠原協会といたしまして災害支援募金活動を実施いたしました。募金はこの3月末で締め切りますが、100名以上の皆さまから心暖まるご厚志を頂戴いたしました。

小笠原を心にかけて、災害復興を願って募金して頂いた皆さまに心より御礼申し上げます。

さて、昨年3月に期限切れとなった小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、改めて5年間の延長が決まるとともに、同法に基づいた5年間の振興開発計画が策定されました。

この計画に基づいて、小笠原協会の役割として「旧島民等に対する小笠原諸島への帰島相談を実施するとともに、機関紙等を通じた小笠原諸島の情報提供に努める。」とされており、今年もこの原点を踏まえて旧島民とのコミュニケーションと帰島支援を着実に実施してまいります。

さらに、強制疎開から76年を経過してもなお未だに帰島が叶わない硫黄島の実情を昨年に引き続いて写真展示等を通じて発信するとともに、従来から行っている硫黄島旧島民の皆さまからの聞き取り調査をすすめ、機関誌「特集号」、として発刊いたしますとともに、本年も学術機関等との共催による小笠原諸島・硫黄列島に関する講演会を開催してまいります。

また、昨年で第20回を達成した小笠原訪問交流ツアーを今年も実施し、昨年以上に多くの旧島民の皆さまが参加できるよう、また多くの小笠原ファンが生まれ、少しでも島の経済の活性化に寄与できるよう取り組んで参ります。

本年度におきましても、理事・監事の皆さま並びに評議員、顧問、参与の皆さま、さらに賛助会員、関係者の皆さまの一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

I 令和2年度事業計画書及び収支予算書について

1. 小笠原を取巻く状況

(1) 令和元年に、都は第10次小笠原諸島振興開発計画を策定し新たな5年間の振興開発事業がスタートした。この中では、引き続き生活環境・産業基盤等の整備や、老朽化した住宅、保育施設、小中学校の建替えなどが盛り込まれており、さらに実現可能な航空路案の取りまとめに向けた課題の整理・検討を進めるとされている。

一方、昨年は父島、母島ともに台風21号により、特に農作物や農業施設などが甚大な被害を被り、パッションフルーツなどは今年の収穫が危ぶまれている。

また、今年に入りコロナウイルスが猛威を振るい世界的にも人びとの生活や経済活動に大きな影響をもたらしている。

自然災害や伝染性の疾患の蔓延は、小笠原諸島のように本土から約1,000km離れた外海離島にとっては、決定的なダメージになりかねない。新たな振興開発計画の着実な実施とともに、危機管理の側面からの様々な見直しが求められている。

念願の航空路開設についても、実現可能な案の取りまとめを急ぐことが重要である。

さらに、東日本大震災の発生の際には小笠原諸島にも津波が押し寄せたことを踏まえ、今後、南海トラフ地震などの発生に伴う大規模津波等に対する備えが喫緊の課題となっている。

小笠原協会では、これまでも国、都や村に協力し小笠原諸島振興開発特別措置法の延長に向けて努力してきており、今後は新たな計画の実現に向けて協力していく。

(2) 平成23年6月に小笠原諸島が世界自然遺産に登録されるなど、小笠原村には新たな展望が開かれてきているが、この貴重な遺産を守るためには、更に国民の理解のもとでの取り組みが必要である。

また、小笠原諸島は、我が国の南東海域に位置し、領土・領海・排他的経済水域の確保や保全、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等の国家的役割を担っている。また、近年においては南鳥島周辺の海底にレアアースの大鉱床が発見される等、海洋権益保全の取り組み及び必要な拠点整備の検討がなされようとしているが、国境離島への国民の理解も同様に重要な課題である。

- (3) 硫黄島については昭和 59 年の政府決定以来依然として帰島の夢は閉ざされている。墓参については、都と村により年 2 回行われているが、希望者が全員参加できるわけではない。また、日本の領土でありながら、国民からは遠い存在になっている。今後は旧島民が希望するときにいつでも墓参ができ、また余裕のある宿泊墓参をできるような体制・環境の整備が望まれる。協会としては、硫黄島への帰島問題が風化して忘れ去られることのないよう、引き続き聴き取り調査等を実施するとともに、積極的に硫黄島の情報を発信していく。
- (4) 小笠原諸島特有の伝統文化、歴史、自然環境体験等を取り入れた学習等も盛んになり、世界自然遺産登録や新船稼働の効果もあって、教育旅行や観光船による訪島は増加傾向にあるものの更なる増加が期される。協会の事業である青少年の自然学習については、教育機関等と連携協力し、機関紙等による情報発信等の充実に努める。

2. 事業計画書及び収支予算書の基本的考え方

公益財団法人小笠原協会となった平成 25 年 4 月 1 日からは、内閣府を所管行政庁とし新しい定款・諸規程に基づき、認可された事業に沿って推進している。強制疎開から 75 年、返還から 50 年を経て、歴史の風化が懸念されている。協会を支えてきた旧島民、賛助会員の世代交代も進んでおり、協会のあり方も問われている。今後は従来の帰島支援事業を基本にしつつ、世界の歴史上も稀有な帰郷促進連盟と当協会の歴史をとどめ積極的なその発信に努めるべきとの立場で事業を計画した。

3. 歴史の発掘、資料の保存・発信

小笠原諸島復帰に向けた島民及び支援者の取り組みを中心とした資料・記録を保全し後世に残す取り組みと情報発信に努める。

また、一昨年は返還 50 周年を記念してロバート・D・エルドリッジ博士の講演会を開催し、昨年は明治学院大学国際平和研究所との共催で、同大学の石原俊教授の講演会を開催した。エルドリッジ博士は、小笠原関連の膨大な文献研究をすすめ、石原教授もまた旧島民の証言を取材し、歴史を掘り下げられている。こうした研究者、学術機関等との共同により小笠原・硫黄島関連を含む、歴史の掘り起しと保全を進めることが重要である。当協会の基本的な使命は、旧島民の帰島支援だが、圧倒的多数の旧島民は望郷の念を募らせたまま帰島を叶えることはできなかった。これは昭和 19 年の強制疎開から昭和 43 年の返還までの空白がもたらした悲惨な現実である。疎開時に小学生であった旧島

民も今では 80 代半ばになっており、証言の収集は急務である。関係機関との連携協力を進め、この事業を軌道に乗せていく必要がある。

また、これを基に様々な機会を捉えこれらの資料、情報を発信していく。特に、硫黄島の現状について広く国民の理解を得るために、小笠原村及び硫黄島島民の会等と協力し各種イベントやホームページ、機関紙等を通じて積極的に情報を発信していく。

4. 公益財団法人小笠原協会の公益目的事業と予算編成方針

(1) 公益目的事業

「公益財団法人」として最も重要な「公益目的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの）」については、現在実施している公益事業の一層の充実を図る。

(2) 収支予算書（損益ベース）

〈共通事項〉

① 収支予算書は、公益事業を執行する「公益目的事業会計」（以下、「公益会計」という）及び協会組織を管理運営する「法人会計」に区分して計上する。

② 歳入については、都及び村の補助金は、公益目的事業会計の共通事業収益とし、その他の収入は、公益目的事業会計の共通事業と法人会計に分ける。

その他の収入の配分比率は、公益法人移行時に定めた比率（公益 72%、法人 28%）を基本にし、個別の定めのある賛助会員費のみ、規程で定めた比率（法人会計に 70% 以内充当できる）を使う。

歳出については事業の内容に応じて、支出内容の積み上げ（直課方式）を基本とし、積み上げが出来ないものについては、実体的な従事割合で案分する。

③ 公益事業は、「公 1 事業」と「公 2 事業」が認定されている。公 1 事業は、東京都及び小笠原村等の補助金及び寄附金や賛助会費などを財源とする。公 2 事業は、主に賛助会費等を財源とし、「国及び自治体・諸団体が実施する事業への協賛等」については、補助金、寄附金も充当する。

〈経常収益〉

① 歳入は、実際の事業量及び公益法人移行時に設定した公益比率に応じて公益会計と法人会計に按分して計上する。

- ② 機関紙・誌の広告掲載料は広告掲載料として計上するが、賛助会員規程第6条により、寄附金として扱う。
- ③ 公益会計のうち補助金及び寄附金以外の歳入は公1、公2に共通するため、公益会計の「共通」欄に計上する。

〈経常費用〉

歳出のうち人件費（給与、賃金、旅費交通費等）及び福利厚生費（健康保険料、厚生年金保険料等）は、公益目的事業（公1事業、公2事業）及び管理事業の事業量に応じて「公益会計」及び「法人会計」に按分する。

印刷製本費及び通信運搬費は、業務の主体が公1事業であり、公1に重点配分する。

役員報酬のうち、会長、常務理事については、業務実態に応じて、会計区分ごとに配分する。評議員会、理事会の会議参加にとどまる役員の報酬、交通費及び慶弔費は、法人会計に区分する。

Ⅱ 事業計画書

1. 公益目的事業

(1) 公1事業 帰島促進、振興開発普及啓発事業

①機関紙等刊行物、②ホームページ

年4回発行する機関紙「小笠原」及び年1回刊行する機関誌「特集号」やホームページにより小笠原に係わる情報や協会が実施する事業等を旧島民、関係者はじめ国民等に情報提供する。

〔趣旨（目的）〕

国土交通省が策定した「旧島民の帰島に関する計画（平成26年11月19日）では、当協会の役割を「旧島民に対する小笠原諸島への帰属相談を実施するとともに、機関誌等を通じた小笠原諸島に関する情報提供に努める。」と定めている。

また、小笠原諸島が自立的発展を成し遂げるためには、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく「小笠原諸島振興開発計画」を着実に推進するとともに、今後とも、多くの国民の協力及び支援が必要であり、当協会の機関紙やホームページによる情報提供は、これらに対処、貢献するものである。①と②の事業は、情報提供という共通の目的を達成する手段として位置付けられることから一つにまとめた。

※ () 内は前年

事業名	内容
<p>① 機関紙等刊行物 10,084,000 円 (9,033,200 円) (注) 当該経費には ②のホームページの 経費が含まれている。</p>	<p>【事業内容】 小笠原諸島（父島、母島）在住の島民は、返還後帰島した旧島民、在来島民、新島民（旧島民以外で本邦から移住した島民）及び短期滞在者（工事関係者等）並びに国や東京都などからの派遣職員等で構成され、人口構成は複雑である。一方では、帰島できなかつた旧島民も多くおられ、この人たちの望郷の念は強く、故郷小笠原諸島に係る情報を渴望している。機関紙等の刊行は、小笠原諸島振興開発事業や小笠原諸島に係る諸情報を、本邦在住の旧島民及び小笠原諸島の島民並びに全国の賛助会員等に提供することで、旧島民の帰島促進及び定着に貢献するとともに、小笠原諸島に係る普及啓発や宣伝、産業・観光等地域経済効果の向上に寄与し、地域活性化の推進を支援するものである。</p> <p>【機関紙等の種類及び主な内容】 機関紙等とは、新聞「小笠原」（A3 版、4～6 頁、年 4 回発行）、冊子「特集小笠原」（B5 版、60～120 頁程度、年 1 回発行）及びその他の刊行物（随時発行）である。 また、新聞「小笠原」の内容は、上記の小笠原諸島振興開発事業に係る情報のほか、硫黄島の旧島民の父島・母島への移住等支援や硫黄島墓参・遺骨収容に関する情報、小笠原航路など船便の時刻表や小笠原農産物などの情報、小笠原航空路開設に関する情報等を適時に提供する。また、冊子「特集小笠原」は、小笠原諸島に関する調査研究、普及啓発及び宣伝等、その時々の時宜を得たテーマや情報、あるいは記録として残す必要があるテーマを内容としている。</p> <p>【配付先】 新聞「小笠原」及び冊子「特集小笠原」の近時の発行部数は各々4,200部であり、その配付先は、本邦在住の旧島民約 850 部、小笠原在住者約 1,500 部、賛助会員約 1,600 部、関係行政機関約 200 部、事務用 50 部となっている。</p> <p>【財源等】 東京都及び小笠原村の補助金等</p>

<p>② ホームページ</p> <p>(注)①機関紙等刊行物の経費の中で実施する。</p> <p>(注)ホームページの情報の追加や更新は、管理費・委託費</p> <p>50,000円</p> <p>(150,000円)</p> <p>の中で行う。</p>	<p>【事業内容】</p> <p>ホームページには小笠原諸島の歴史や地理的・自然的特性に即した情報、小笠原諸島振興開発事業や産業・観光等に関する情報を掲載し、小笠原諸島に係る普及啓発、宣伝に努めて旧島民の帰島促進や訪島者の増加に貢献するとともに、産業・観光等の経済効果の向上に寄与し、地域活性化の推進や小笠原諸島の自立的発展を支援する。また、当協会の組織・制度及び各種事業情報を公表し、本邦在住の旧島民や小笠原諸島に関心を持つ不特定多数の人々に対し開かれたものにする。</p> <p>【掲載情報】</p> <p>ホームページに掲載する主な情報は、次のとおりである。なお、現在未掲載の情報については、漸次掲載していく。</p> <p>・小笠原諸島の各種情報 ・小笠原諸島世界自然遺産情報 ・当協会の賛助会員情報 ・当協会の諸事業情報（小笠原交流ツアー、機関紙の発行、小笠原航路の運賃割引証明書の発行、協賛等の諸情報など） ・当協会の組織や制度等情報（定款、規程、予算等）など</p> <p>【財源等】</p> <p>東京都及び小笠原村の補助金</p>
---	---

(2) 公2事業 教育、経済等推進事業

①小笠原交流ツアー、②旧島民及び賛助会員に対するおがさわら丸の運賃割引証明書の発行、③国及び自治体や諸団体が実施する事業への協賛等、④意見交換会等による情報収集

〔趣旨（目的）〕

小笠原諸島が自立的発展や住民の生活の安定等を図るためには、様々な形での本邦在住の多くの国民の協力及び支援が必要である。また、当協会も小笠原諸島に係る諸事業を実施し、小笠原諸島の産業・観光等経済効果の向上や地域活性化に寄与又は支援する。①～④の事業は、経済効果の向上や地域活性化に寄与又は支援するという共通の目的を達成する手段として位置付けられることから一つにまとめた。

事業名	内 容
<p>① 小笠原交流 ツアー 1,000,000 円 (1,000,000 円)</p>	<p>【事業内容】 機関紙及びホームページで旧島民や賛助会員等全国から参加者を募集して閑散期の11月に実施し、産業・観光等経済効果の向上に寄与する。 また、父島、母島でツアー参加者と地域住民との交流会を実施し、友好と賑わいを醸し出すなど地域活性化に貢献する。なお、旅行業法に係わる事務は、小笠原海運株式会社が実施する。</p> <p>【役割分担】 小笠原交流ツアーの案内、小笠原交流ツアー期間中の安全管理等は、当協会及び小笠原海運株式会社が協働して実施し、そのほかは役割分担による。 (1) 当協会の主な役割は次のとおり。 ①小笠原交流ツアーの企画 ②参加者の募集及び参加者名簿の小笠原海運への提供 ③参加者の宿泊先振分け ④父島・母島の交流会開催 (2) 小笠原海運株式会社の主な役割は次のとおり。 ①交流ツアー経費の決定(通常より減額した船賃の決定及び通常より減額した宿代の折衝及び決定) ②参加費用の徴収及び宿泊代の宿泊先への支払い ③参加者の乗船受付及び保険事務</p> <p>【交流会】 小笠原父島及び母島に到着した日の夕刻、小笠原支庁、小笠原村、観光協会、漁協、農協など父島、母島のそれぞれの機関及び関係者の協力を得て開催する。アトラクション出演者はボランティア参加、その他諸経費はツアー参加者、当協会及び村役場が負担する。</p> <p>【その他説明事項】 〔閑散期の11月〕本事業は閑散期に実施するというで始めたものである。平成23年の世界自然遺産登録の影響で客足は伸びたがそれ以降はやや減少傾向にあった。再びこの新船効果によって増加しつつあるが最盛期ほどではない。また、交流ツアー参加を楽しみにしている本邦在住の人、会えることを心待ちにしている小笠原島民も多く、広く小笠原の理解を求めるためにも継続性が求められている事業である。</p> <p>【財源等】 寄附金・賛助会費等</p>

<p>② 旧島民及び賛助会員に対するおがさわら丸の運賃割引証明書の発行</p> <p>公2事業の予算の中で対応人件費を除く費用は、</p> <p>10,000円 (10,000円)</p>	<p>【事業内容】</p> <p>本事業は、当協会と小笠原海運株式会社との「東京～小笠原航路乗船券の割引に関する覚書」により実施するものである。旧島民の里帰り経費の軽減によって里帰り回数の増加と、また、これを賛助会員に広げることで訪島者の増加を図り、島民との交流や産業・観光等経済効果の向上に寄与するなど地域活性化に貢献する。</p> <p>【割引証明書・賛助会員証の発行】</p> <p>小笠原への里帰り又は訪島するため往復の乗船券の予約をした旧島民又は賛助会員の割引証明関連業務である。旧島民については当協会保管・保有の旧島民名簿で確認し割引証明書を発行する。賛助会員については、加入時及び毎年の納金時に発行する賛助会員証を提示し「おがさわら丸」の運賃割引を受ける。運賃割引率は、特2等船室及び2等船室は2割。なお、旧島民名簿の確認は、「小笠原関係実態調査元居住者名簿」（昭和41年3月作成）などで行う。</p> <p>【割引相当額の負担】</p> <p>当協会は、割引に相当する金員を(株)小笠原海運に対して支払うことはしていない。</p> <p>【財源等】</p> <p>寄附金・賛助会費等</p>
<p>③ 国及び自治体や諸団体が実施する事業への協賛等</p> <p>100,000円 (50,000円)</p>	<p>【事業内容】</p> <p>国及び自治体や諸団体が実施する行事又は催し物等に対して協賛等を行うことにより、産業・観光等経済効果の向上と地域活性化の推進を支援する。協賛等を行う行事又は催し物等は、旧島民の帰島促進・定着、小笠原諸島に係る普及啓発・宣伝、小笠原諸島における教育、経済・産業等へ貢献するものであることが必要である。一昨年は小笠原諸島の返還50周年記念式典へ参加した。また、国、都及び村の実施する行事に協力していくとともに、学術機関等との共催による小笠原諸島、硫黄列島関連の講演会等を開催していく。</p> <p>【種類】 協賛等には、協賛金の支出により必要経費の一部を助成するものと主催・共催・後援等の当協会名義の使用許可とがある。</p> <p>【応募・選考】</p>

	<p>行事又は催し物等の内容が、当協会の条件に適合するものであることを書面で示して応募する。選考及び決定は、「協賛等に関する事務処理要綱」に基づき行う。</p> <p>【財源等】 補助金・寄附金・賛助会費等</p>
<p>④ 意見交換会等による情報収集</p> <p>200,000円 (200,000円)</p> <p>交流ツアーや式典参加の機会を捉え実施する</p>	<p>【事業内容】</p> <p>(1) 小笠原村で実施する当協会役員及び在島評議員・理事と島民との意見交換会において、小笠原諸島振興開発事業や産業・観光等に関する現場の意見・要望等を取りまとめて国や東京都など関係機関に対する要請等に活かすとともに、当協会の今後の運営の参考に資し、小笠原村の産業・観光等経済効果の向上と地域活性化の推進を支援する。</p> <p>(2) 硫黄島墓参及び遺骨収容等については、国、東京都及び小笠原村の情報を機関紙等で提供するほか、当協会役員や職員が墓参等に参加して硫黄島の現状を把握し、情報収集及び情報提供の質の向上に努め、帰島できない旧島民に対しきめ細かな対応を図る。</p> <p>【要請等】</p> <p>要請等は、「小笠原諸島振興開発審議会」（国土交通省）及び「小笠原諸島振興開発計画」（東京都）の策定時並びに必要なに応じて適時に行う。</p> <p>【財源等】 寄附金・賛助会費等</p>
<p>⑤ 自然観察会 (仮称) 検討委員会</p> <p>公2事業の予算の中で実施する。</p>	<p>【事業内容】</p> <p>この事業は、小笠原諸島の自然等を教育の場として活用しようとするものである。平成26年度から2年間検討し、協会独自の事業としての自然観察会の開催は、類似事業もあり、財政的にも困難であることが判明した。このため、教材開発や教育者向け情報提供など他の方法による教育支援を検討する。現在、機関紙に小笠原の植物研究の一端を紹介している。</p> <p>【財源等】 寄附金・賛助会費等</p>

2. 収益事業等

収益事業等は該当なし